

小水力等導入可能性調査業務委託

安城地区

特別仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 本業務は、「調査・測量・設計業務共通仕様書(愛知県農林水産部)」(以下「共通仕様書」という。)に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 この業務の目的は、次のとおりである。

農村地域における小水力発電等の再生可能エネルギーの導入を促進するため、安城地区の農業水利施設において太陽光発電施設導入の可能性について、調査・検討を行う。

(場 所)

第1-3条 業務箇所は、愛知県安城市城ヶ入町地内ほか とする。

(業務概要)

第1-4条 業務の概要は、次のとおりである。

太陽光発電導入の可能性調査 1式

第2章 業務内容

(基本条件)

第2-1条 一般的な事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督員と緊密な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は、契約書や特別仕様書に明記されていない事項について疑義が生じた場合、発注者と協議すること。業務内容に著しい変更があった場合は、協議の上、契約内容の変更を行うこととする。

(示方書、参考文献等)

第2-2条 設計作業に適用又は準用する示方書・参考文献等は、共通仕様書第2-2条による。

なお、この他による場合は、監督員の指示によるものとする。

(業務内容)

第2-3条 作業内容は以下のとおりとし、不明な点は、担当職員と協議して決定すること。

(1) 土木関係

1. 準備作業
2. 基本事項の決定
3. 発電設備の設計
4. 構造計算・安定計算
5. 数量計算
6. 概算工事費算定資料作成

7.照査及び総合検討

8.報告書作成

(2) 電気関係

1.基本事項の決定

2.設計資料作成

(3) 経済性の検討

(貸与資料等)

第2-4条 貸与資料は監督員の指示を受けるものとする。

(示方書、参考文献及び貸与資料の取扱い)

第2-5条 本特別仕様書に示す示方書・参考文献・貸与資料等の取扱いは、下記のとおりとする。

(1) 設計書の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準」を優先して適用する。手法等が並記されていて、選択する必要がある場合や他の基準を適用する場合は、監督員の指示を受けるものとする。

(2) 示方書・参考文献は、設計作業時点の最新版を使用する。

(3) 貸与資料は、原則として第1回打合せ時に一括を貸与するものとし、返済は監督員の確認を受けて返済する。

(4) 貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、または解釈に疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

第3章 成果品

(成果品)

第3-1条 提出すべき成果品の規格・製本・提出部数・参考資料・分冊の方法等は、下記のとおり定める。

ただし、取りまとめ方法に関して疑義を生じた場合は、監督員と協議すること。

| 成果品名 | 規格 | 部数 | 製本 |
|------|-------|----|-------|
| 報告書 | A-4 | 3部 | 監督員指示 |
| 原稿 | 電子データ | 3部 | 監督員指示 |

(成果品の提出先)

第3-2条 成果品の提出先は、次のとおりとする。

安城市役所 農務課土地改良事業室

第4章 定めなき事項

(定めなき事項)

第4-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議するものとする。